

## 交付金について（補足説明）

Q 地区単位での事業計画を申請するにあたり、複数の地区で活動を計画する場合は？

A 地区ごとに活動計画書の提出が出来ます。活動地区をまとめて、「造成組合」としての申請も出来ます。

Q 次年度に別の地区の計画を出す場合の計画年次はどうなるのか？

A 地区単位ですので、申請する年度から5年間の計画が基本となりますが、活動が5年未満の場合は、その活動期間での申請となります。

（最初の地区は5年間の計画、次年度の地区は、最終年度を合わせるとして4年間での計画とすることも可能です。）

Q 日当の上限下限は？

A 参考として次のとおり示します。各組合で総会等により決定していただきます。

- ・ 1時間当たりの単価：岐阜県の最低賃金「880円／時（令和3年10月1日改正）」
- ・ 半日 4,000 円、1日 8,000 円、1時間当たり 1,000 円など。

Q 林道の修繕箇所を行政に報告するための見回りについて

A 次のように交付金を有効に活用してください。

林道の見回り → 交付金による日当の支払い。

林道の修繕 → 行政にて対応、他の補助金を活用しての修繕。

Q 作業道の修繕について

A 他の活用できる補助金を使って整備・修繕し、他の補助金が活用できない整備・修繕に交付金を活用するなど、有効な活用を検討してください。

Q 林道が複数の組合にまたがる場合の交付金による活動はどのような扱いになるのか？

A 交付金の対象面積が各組合の対象森林面積ですので、組合が管理する森林面積の中にある林道部分が交付金での活動の対象範囲となります。

Q 保険について

A 対象となる保険を探してみる。→ JA 共済 傷害保険

※自治会保険については、担当課より保険会社へ確認したところ、自治会との連名であっても保険の対象にはならないのではないかと回答でした。

Q 交付金と自己資金の「別々の通帳」での管理について

A 交付金と自己資金やその他の補助金等を別々の通帳で管理することは問題ありません。

やりやすい方法で管理ください。交付金のみで収入支出を管理する場合は、出納簿の記入は、交付金のみの額で記入ください。